

個人情報取扱いについて

平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が施行されました。

これまで法の適用除外とされてきた小規模事業者(5,000 人以下の個人情報を取扱う事業者)について、改正法施行後は法の適用対象となりました。

この事業者にはNPO法人等の非営利組織も含まれます。

個人情報保護法には、個人情報を取得したり、利用したりする際に守るべきルール等が定められていますので、個人情報の取扱いに関してご注意ください。よろしくお願いいたします。

改正個人情報保護法の詳細については、別添のチラシをご覧ください。



災害時のボランティアツアー実施に係る 旅行業法上の取扱いについて

旅行業法の目的である旅行者の安全・利便性の確保を図りつつ、緊急性・公益性の高いボランティアツアーを円滑かつ迅速に実施できるよう、現行の旅行業法に抵触せずに運送サービス、宿泊サービスを提供できる方法について、ボランティアに限定して以下のとおり運用するよう観光庁参事官(産業政策担当)から通知がありましたので、災害時のボランティアツアーを実施される皆様は御承知ください。

平成 29 年 7 月 28 日付け 観産第 174 号より

(1) ボランティアツアーの主催者について

ボランティアツアーの主催者は、発災を受けて組成されたボランティア団体、又は発災を受けて参加者を募集するNPO法人や自治体、大学等とする。

なお、ボランティアツアーを主催するNPO法人や大学等は、事前に参加者名簿を被災又は送り出しの自治体又は社会福祉協議会等準公的団体に提出することとする。また、ボランティアツアーを主催する自治体又は社会福祉協議会等準公的団体も、同様に参加者を把握することとする。

その上で、当該団体がボランティアツアーの募集や料金收受を行った場合でも、日常的な接触のある団体内部での行為とみなし、旅行業法に抵触しないこととする。

また、ボランティアツアーの参加者について、把握済みの成員を対象とするときは、当該団体が発災後一定の期間内にボランティアツアーを繰り返し催行する場合であっても、改めての提出は不要とする。

(2) 適用する期間について

ボランティアツアーにおける旅行の募集に係る運用を適用する期間については、観光庁にて、被災の規模・状況に応じて、後日、適用の終期を示すこととする。

(3) 適用に必要な措置について

本運用においても、旅行業法の趣旨である旅行者の身体的及び財産的安全の保護及び旅行目的が達成されるよう、以下の措置を確保した上で実施することとする。

- ① 旅行の企画・募集の段階から責任を持って遂行できる責任者を置くこと。
- ② 当該責任者は催行しようとする旅行に関する法令について確実な知識を持つこと。
- ③ 当該責任者が旅程が安全面において問題なく、かつ旅行目的を達成していると判断する能力を有すること。
- ④ 旅行中に連絡が取れる責任者を置くこと。
- ⑤ 事故発生時の損害賠償に備えて損害賠償責任保険加入等の措置が取られていること。

なお、詳細については、長野県観光部山岳高原観光課までお問い合わせください。



お問い合わせ 長野県観光部山岳高原観光課総務係
TEL:026-235-7250
FAX:026-235-7257

県の事業に協働していただける NPOを募集しています

協働コーディネートデスクがNPOの皆様と県担当課との連携をコーディネートいたします。

次の取組に協働していただけるNPOにおかれましては、協働コーディネートデスクまでお気軽にご連絡ください。

県が協働を希望するNPO	事業名	事業の内容・目的	NPOに取組みをお願いしたい事項	実施時期等	備考
災害時に被災者支援活動をしていただける団体	災害時協力団体リストの作成	災害時の迅速な被災者支援のため、事前に災害時協力団体リストを作成します。	リストへの登録をお願いします。 (災害時に日頃の活動内容を活かして活動してください。)	随時	コーディネートデスクが活動ジャンルをお伺いします。

連絡先

協働コーディネートデスク
(県庁東庁舎1F県民協働課内)
TEL:026-235-7190
FAX:026-235-7258
E-Mail:cocodesk@pref.nagano.lg.jp

